

2022(令和4)年4月

保護者の皆様

崇徳中学校・高等学校
校長 松尾 耕司

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止させる措置を取ることができます。これは、医師の指示のもと十分に治療・療養するとともに、感染を防ぐための措置です。

下記の感染症に罹患した場合は、速やかに学校(担任)へ連絡して、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。医師に許可があるまでは登校できません。

尚、医師から登校の許可が出ましたら、病院発行の「治癒証明書」または「**学校感染症治癒痛位置書(登校許可書)**」(様式1)に医師の証明をもらい、学校(担任)に提出してください。ただし、**インフルエンザ(検査も含む)及び医師の証明が難しい場合(※新型コロナウイルス感染症の疑い(風邪症状を含む)や濃厚接触で自宅待機等の場合は、「感染症治癒報告書」(様式2)を保護者が記入し、提出してください。**

感染症一覧 (学校保健安全法規則第19条 出席停止の期間)

	感染症の種類及び出席停止の基準
第一種 感染症法との一類感染症 と二種感染症(結核を除く)	※第一種の感染症にかかった場合の出席停止期間は、「治癒するまで」 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ、 ※新型コロナウイルス感染症 R22.1
第二種 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い 感染症	※第二種の感染症にかかった場合の出席停止期間 インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。 百日咳 特定の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 麻疹 解熱後3日を経過するまで。 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 風疹 発疹が消失するまで。 水痘 全ての発疹が痂皮化するまで。 咽頭結膜炎 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 結核 症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで。 髄膜炎菌性髄膜炎 症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで。

<p>第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症</p>	<p>※第三種の感染症にかかった場合の出席停止期間は、病状により医師において感染の恐れがないとみとめるまで コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）</p>
--	--

※様式1・2は、崇徳学園のホームページからダウンロードできるようにしていますのでご利用ください。

※ 参考 インフルエンザ出席停止の基準(学校保健安全法規則第19条2項)

「発症(発熱等の症状)した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

(ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではありません)

		発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症2日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能	
例2	発症4日に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能